

指導者研修会参加奨励事業助成金交付基準

1. 指導者研修会参加奨励事業について

加盟団体が指導者の研修会及び講習会への派遣事業を対象とする。

2. 規程に基づく「申請書及び報告書」の提出について

事業の円滑化を促進するために、別紙により申請書及び報告書を提出した時点で内容を精査する。

3. 助成金の交付について

申請に対し事務局にて精査の上、1年間1団体につき「助成金 10,000円」を交付する。ただし、道外の研修会及び講習会等については、別途理事会において決定するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

指導者研修会参加奨励事業規程

1. 目的 スポーツの普及・振興並びに競技力向上を目指し、その核となる指導者の養成を図るため、会長が承認する研修会及び講習会へ指導者を派遣させた場合、加盟団体に対し（上士別・多寄体育協会を除く）助成金を交付する。

2. 対象事業
 - (1) 加盟団体の上部団体が主催又は共催の研修会及び講習会
 - (2) 加盟団体の上部団体が主催又は共催の審判講習会
 - (3) スポーツ指導者の研修会及び講習会
 - (4) 士別市外で開催される研修会及び講習会

3. 条件
 - (1) 加盟団体内において、指導者として活躍している者並びに将来中心となり活躍が期待される者。
 - (2) 士別市内の者を対象とする。

4. 必要書類
 - (1) 研修会参加申請書
開催要項 (1部を1週間前に提出)
 - (2) 参加者名簿 (1部を1週間前に提出)
 - (3) 研修会参加報告書
研修会資料 (1部を1週間後に提出)
参加者名簿 (1部を1週間後に提出)
参加経費内訳書 (1部を1週間後に提出)

5. 助成方法 別紙基準に基づき助成金を交付する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

指導者研修会参加奨励費申請書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神田 英一 様

加盟団体名

会長名 印

令和 年度 指導者研修会の参加について（申請）

令和 年度 指導者研修会に参加いたしますので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 指導者研修会開催要項 | 別紙のとおり |
| 2. 参加者名簿 | 別紙のとおり |

指導者研修会参加奨励費報告書

令和 年 月 日

一般財団法人士別市スポーツ協会
会長 神 田 英 一 様

加盟団体名

会 長 名 印

令和 年度 指導者研修会の終了について（報告）

令和 年度 指導者研修会が終了いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- | | |
|-------------|--------|
| 1. 指導者研修会資料 | 1 式 |
| 2. 参加者名簿 | 別紙のとおり |
| 3. 参加経費内訳書 | 別紙のとおり |